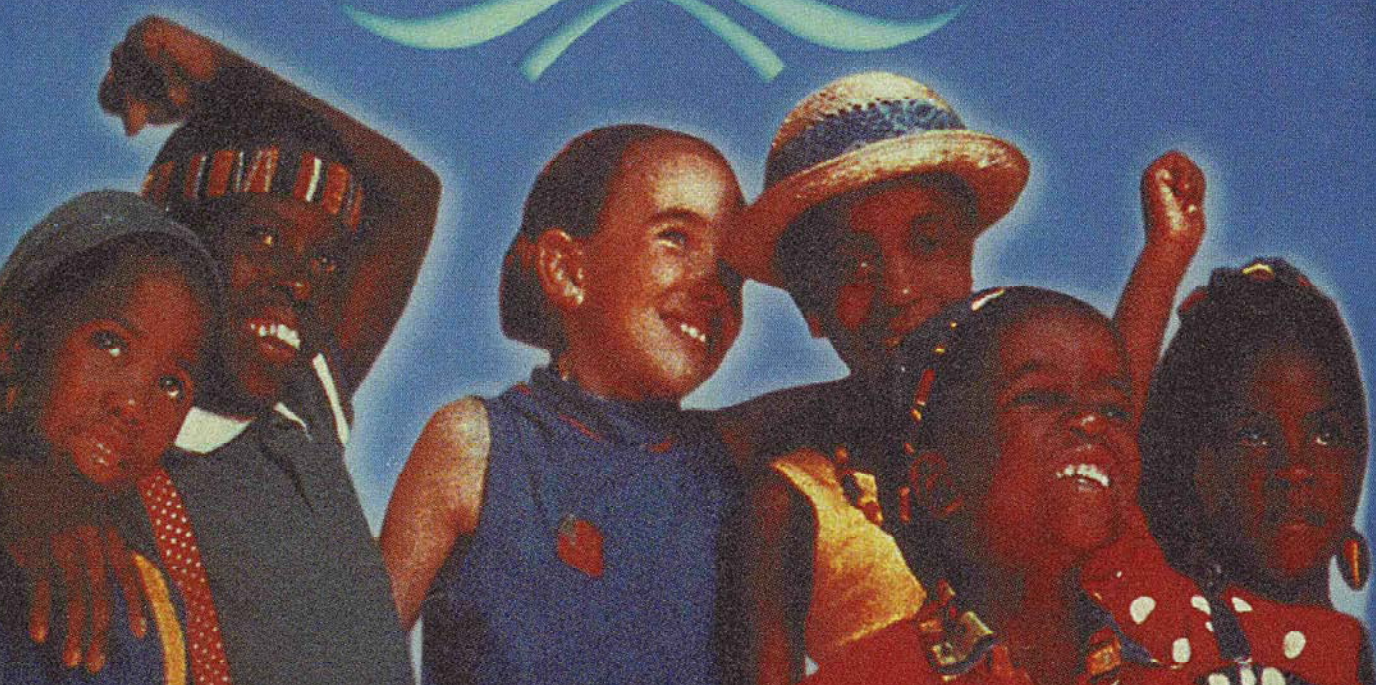


国際連合と 非植民地化



■ 非植民地化とは、植民地もしくは
従属地域による自決の過程です。

半世紀前、世界の多くの地域、とくにアフリカとアジアは少数の植民地統治国が支配する植民地や従属地域から構成されていました。今日では旧植民地のほとんどすべてが独立国家となっています。国連はこの歴史的な変革において重要な役割を果たしてきました。

国際連合は1945年に51の主権国家によって創設されました。国連憲章は「人民の同権および自決の原則の尊重」はその基本目的の一つであると宣言しました。それ以来、7億5千万の人々が自決の権利を行使し、80以上の植民地が独立を達成しました。



非自治地域

国際連合が創設されたとき、世界には72の非自治地域と11の信託統治地域が存在していました。信託統治地域はほとんど第一次世界大戦と第二次大戦の敗戦国が統治していた植民地でした。これらの地域は国連の「国際信託統治制度」のもとにおかれ、これまでにすべての地域が自決への権利を行使しました。

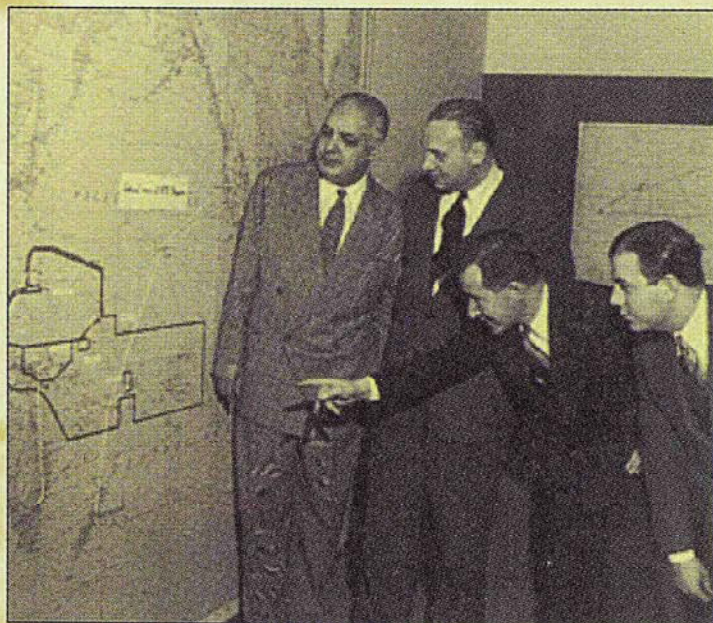
それ以外のすべての植民地は、「人民がまだ完全に自治を行うに至っていない地域」に関する国連憲章第11章のもとに非自治地域と見なされました。加盟国は「この地域の住民の利益が至上のもの」であることを認めました。施政国は、国連憲章に署名することによって、その施政下にある地域の住民の福祉を最高度にまで増進する義務を「神聖な信託」として受諾しました。国連憲章第73条e項によって施政国はまた、「地域における経済的、社会的および教育的状態」に関する情報を「事務総長に定期的に送付する」義務も受諾しました。



国際連合のリスト

1946年、国連加盟8カ国 —オーストラリア、ベルギー、デンマーク、フランス、オランダ、ニュージーランド、イギリスおよびアメリカ— は、その施政下にあつて国連憲章の規定のもとに非自治地域と見なされると考える72の地域を明らかにしました。1955年に国連に加盟したスペインとポルトガルが支配していた植民地は、後日このリストに加えられました。

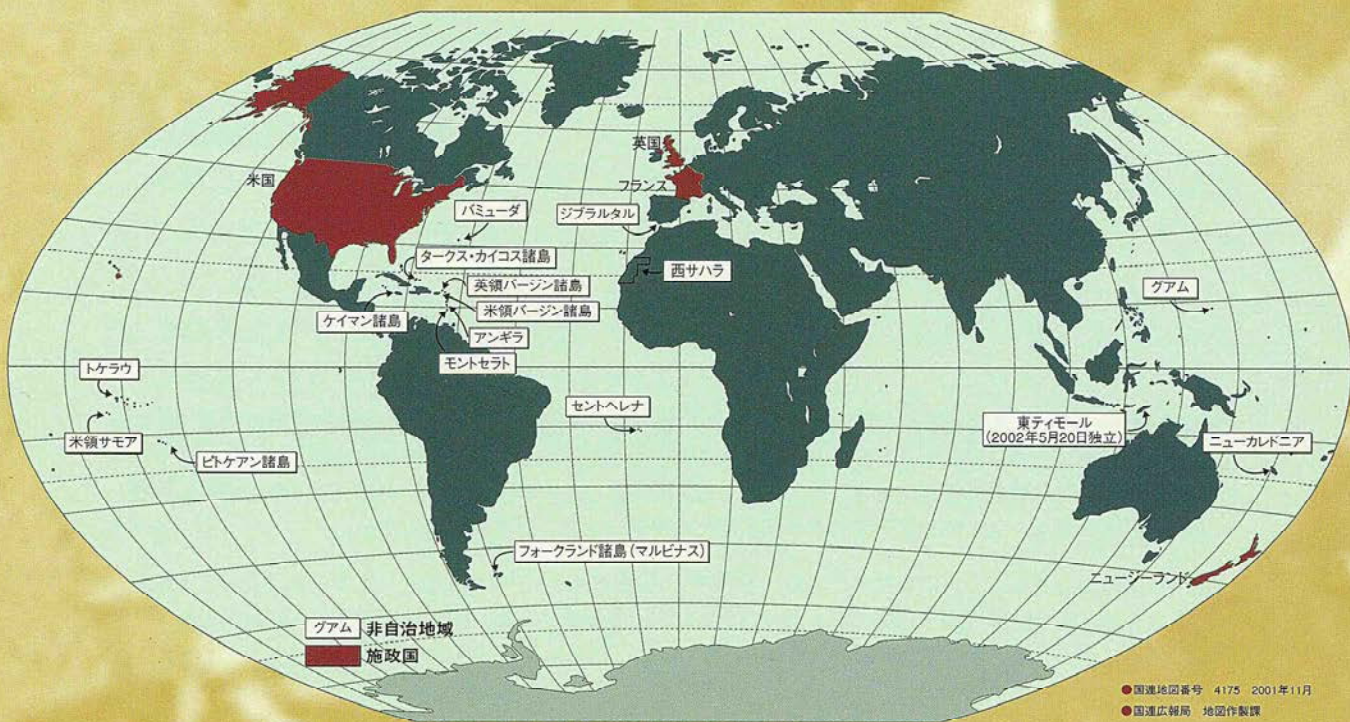
1963年までに国連総会は64の非自治地域をのせた改定リストを承認しました。リストには国連憲章第73条e項のもとに情報が送付される地域、それに残り2つの信託統治地域（ナウルと太平洋諸島信託統治地域）、ナミビア（旧称「南西アフリカ」）、南ローデシア（現「ジンバブエ」）が含まれました。



同リストは1965年にはさらに拡大され、仏領ソマリランド（現ジブチ）とオマーンが含まれました。1972年にはコモロ諸島が、1986年にはニューカレドニアが新たに追加されました。

非植民地化過程の結果、これらの地域のほとんどがこのリストから除かれ、現在リストに載せられている非自治地域は17地域だけです。

非自治地域



この地図に示された境界線および地名ならびに使用された名称は、国際連合による公式の支持もしくは受諾を意味するものではない。

独立付与宣言が引き続き適用される地域 (2001年現在)

地域

施政国

アフリカ

西サハラ^{※1}

アジア・太平洋

米領サモア

米国

東ティモール^{※2}

グアム

米国

ニューカレドニア^{※3}

フランス

ピトケアン諸島

英国

トケラウ

ニュージーランド

大西洋、カリブ海および地中海

アンギラ

英国

バミューダ

英国

英領バージン諸島

英国

ケイマン諸島

英国

フォークランド諸島 (マルビナス)

英国

ジブラルタル

英国

モンセラト

英国

セントヘレナ

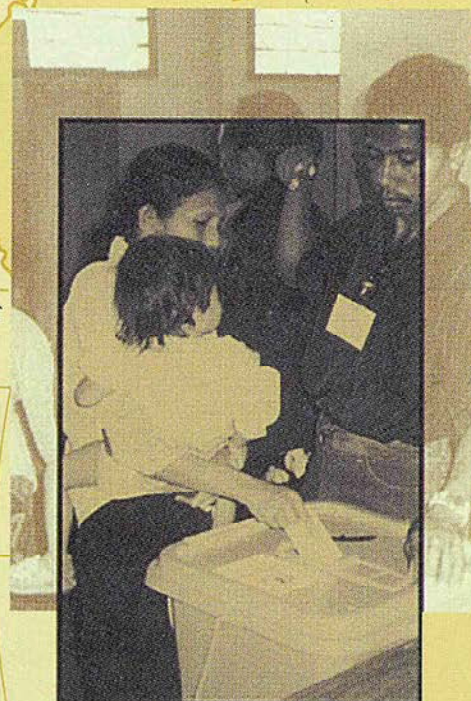
英国

タークス・カイコス諸島

英国

米領バージン諸島

米国



※1 1976年2月26日、スペインは、同日付けでサハラ地域に対する施政を終了させたと事務総長に通告するとともに、同地域のために設立された暫定行政機構への参加を停止したことから今後は同地域の施政に関していかなる国際的性格の責任も免除されると考えることを記録にとどめてほしいと要請した。1990年に総会は、西サハラの問題は西サハラ人民が完了すべき非植民地化の問題であることを再確認した。

※2 東ティモールはポルトガルの植民地であり、その後、1975年から1999年までインドネシアによって支配された。その後、安全保障理事会決議1272（1999年）により国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が設立され、東ティモールの独立が達成するまで、その施政に総合的な責任を持つことになった。2002年5月20日に東ティモールは独立した。

※3 1986年12月2日、総会は、ニューカレドニアは非自治地域である、と決定した。

非植民地化に関する宣言 (植民地独立付与宣言)

1960年までに国連加盟国の数は2倍となりましたが、新たに加盟した国の3分の2はもともと植民地でした。総会においては、非植民地化の速度は遅すぎるため施政国が植民地住民の利益を無視する事件が増えているとの認識が強まっていました。こうしたことを背景に国連総会は1960年12月、画期的な2つの決議を採択しました。

決議1514 (XV) は、「植民地と人民に独立を付与する宣言」を載せたものです。国連憲章は「自決」を「権利」というよりは「原則」として扱っていますが、独立付与宣言は「すべての人民は自決の権利を有する」と述べており、1960年は国連にとって転機的一年となりました。宣言の採択と共に、総会は、単に施政国の活動を監視するだけでなく、残りの非自治地域で自決を積極的に進める活動を開始しました。こうした変化は植民地人民、とくに自分たちに向けて武力行動や抑圧措置が採られている地域の人々によって歓迎されました。決議1514 (XV) はまた、国の国民的統一および領土保全の一部または全ての崩壊を目的とするいかなる企ても国連憲章の原則と両立しない、と述べています。



決議1541 (XV) は、非植民地化に関する宣言を補足するもので、国連憲章が想定する完全な自治を非自治地域が達成するには以下の3つの選択肢があることを再確認しました。

- (a) 地域人民が十分な情報に基づき、民主的な過程を通して表明する自由かつ自発的な選択の結果として独立国家と自由に連合する。
- (b) 非自治地域人民と独立国家国民との間の完全な平等を基礎として独立国家と統合する。
- (c) 独立。

非自治地域人民がどのような選択をしようと、その選択はこれら人民の自由に表明された願望の結果でなければなりません。

植民地と人民に独立を付与する宣言

1960年12月14日に採択された総会決議1514(XV)は以下のように宣言しています。

1. 外国による人民の征服、支配および搾取は基本的人権を否認し、国連憲章に違反し、かつ世界平和と協力の促進に対する障害である。
2. すべての人民は自決の権利を有する。その権利に基づいて彼らはその政治的地位を自由に決定し、かつその経済的、社会的、文化的発展を自由に追求する。
3. 政治的、経済的、社会的もしくは教育的準備が不十分であることをもって、独立を遅らせる口実としてはならない。
4. 従属下の人民が完全な独立への権利を平和にかつ自由に行使できるように、彼らに向けられたすべての武力行動またはあらゆる種類の抑圧措置を停止し、かつ彼らの国土の保全を尊重する。
5. 信託統治地域、非自治地域またはまだ独立を達成していないその他すべての地域において、これらの地域の人民が完全な独立と自由を享受できるように、いかなる条件もしくは留保もつけず、彼らが自由に表明する意思と願望に従って、人種、信条または皮膚の色によるいかなる差別もなしに、すべての権力を彼らに委譲するため、即刻措置を採らなければならない。
6. 国の国民的統一および領土保全の一部または全部の崩壊を目的とするいかなる企ても国連憲章の目的および原則と両立しない。
7. すべての国家は、平等、すべての国家の国内問題に対する不干渉ならびにすべての人民の主権的権利および領土保全の尊重を基礎とする国連憲章、世界人権宣言および本宣言の諸条項を誠実にかつ厳格に順守しなければならない。



非植民地化特別委員会※1

1961年、総会は非植民地化に関する特別委員会を設立しました。この委員会はその後非植民地宣言を履行するための中心的な機関となりました。委員会（委員の数から24カ国委員会としても知られる）は、国連のリストに載せられている残りの非自治地域についてそれぞれの政治的、経済的、社会的状況を検討します。毎年、事務局はこれらの地域の進展状況について作業文書を委員会のために作成します。年次会期では、委員会は、地域の請願者から人々の懸念や願望を聴取します。委員会はまた、太平洋諸島やカリブ海地域で毎年セミナーを開催し、これらの地域における状態をよりよく理解し、また地域の代表が委員会で、また相互に意見の交換を容易にできるようにしています。

人手しうるあらゆる情報を考慮に入れて、特別委員会は非自治地域の人民の利益を守るために各種の決議を勧告し、そして総会がそれを採択します。

国連憲章は、独立付与宣言の条項と共に、大小を問わず、すべての国の基本的権利と自由が平等に尊重されるよりよい世界を実現すべく努力する国際社会の指針となっています。

植民地主義を過去のものとするために、総会と特別委員会は、リストに載っているそれぞれの地域の非植民地化を実現するために、必要な措置を採り、かつ作業計画を発展させるよう施政国に訴えています。それぞれの地域によって状況や関心事が異なるため作業計画は地域ごとに作成しなければなりません、施政国と地域住民代表の参加が不可欠であることは言うまでもありません。

※1 正式には「植民地独立付与宣言履行特別委員会」

国連本部での会合

非植民地化特別委員会は毎年6月から7月にかけてニューヨークの国連本部で開かれます。この問題を取り上げる国連総会の第4委員会は毎年9月から10月にかけて開かれます。両委員会はともにまだ自治を達成していない残りの非自治地域における最近の進展について審議し、これらの地域からの請願を聴取し、総会に対して勧告を行います。国連総会は毎年年末にかけて非自治地域に関連した問題について決議を採択します。

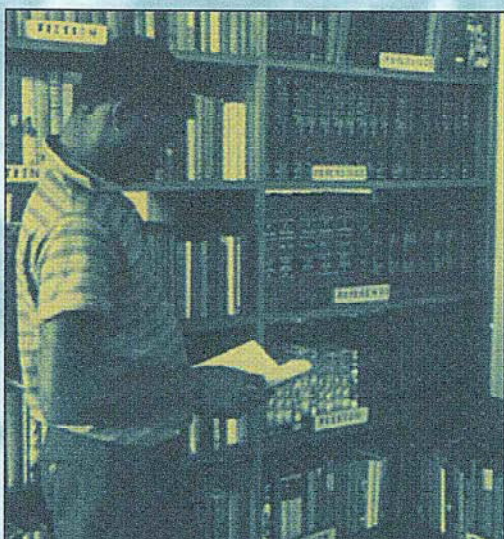
セミナー

特別委員会は毎年5月にセミナーを開催します。開催地は大部分の非自治地域が残っているとされるカリブ海域と太平洋地域で交互に開かれます。セミナーには非自治地域人民とその政府の代表、非政府組織や地域機関、専門家などが参加します。国連加盟国や施政国、国連の専門機関なども参加します。セミナーでは非植民地化の問題について集中的かつ率直な討議が行われ、またこれらの地域の人民が関心をもつ各種の問題について活発な意見の交換が行われます。

これまでバヌアツ（1990年）、バルバドス（1990年）、グレナダ（1992年）、パプアニューギニア（1993年および1996年）、トリニダード・トバゴ（1995年）、アンティグア・バーブダ（1997年）、フィジー（1998年）、セント・ルチア（1999年）、マーシャル諸島（2000年）、キューバ（2001年）でセミナーが開かれました。

奨学金

いくつかの国連加盟国は、非自治地域の資格ある学生に奨学金を提供しています。これまで国連総会の決議に応じて、50カ国以上の国々が非自治地域の住民に奨学金を提供してきました。2000年に奨学金を提供した国はアンティグア・バーブダ、アルゼンチン、カナダ、コロンビア、メキシコ、カタールで、そのほか国連の恒久オブザーバー国であるバチカンも奨学金を提供しました。



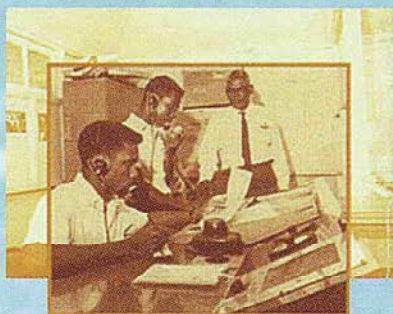
訪問使節団

その任務を効果的に果たすために、特別委員会はいくつかの非自治地域へ訪問使節団を派遣し、委員会の委員が自分の眼で実際の状況を判断できるようにしています。これには施政国の協力が必要です。訪問使節団は、特定の地域の非植民地化を成功させるために何をすべきかについてよりよく理解するための重要な道具と見なされています。最近の例としては1994年にニュージーランド政府の協力のもとにトケラウへ派遣された使節団があります。



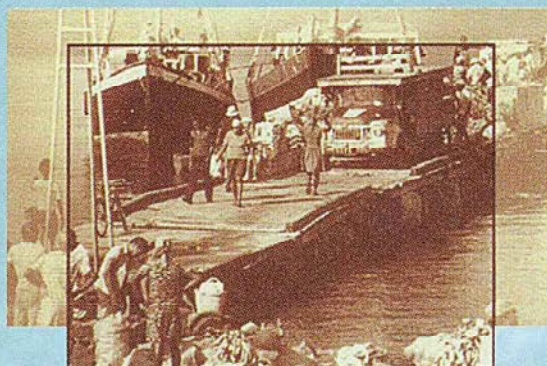
開発援助

最近、島嶼非自治地域が必要とする特別の開発援助のニーズについて新しい国際的な認識が生まれてきています。いくつかの地域はすでに国連の専門機関や関連機関が実施している地域計画の枠組みの中でそうした支援を受けています。援助は社会開発、統治、能力建設、保健サービス、環境管理、防災などの分野で行われています。



国連の地域委員会

多くの非自治地域は、国連の地域委員会の活動に参加しています。アンギラ、英領バージン諸島、モンセラトおよび米領バージン諸島は国連のラテンアメリカ・カリブ海経済委員会（ECLAC）の準加盟国となっていますし、米領サモア、グアムおよびニューカレドニアは国連アジア太平洋经济社会委員会（ESCAP）の準加盟国となっています。それによって、これらの非自治地域は国連主催の世界会議やその他の経済社会領域における多国間活動に参加する資格を得ています。



将来の挑戦：第2次「国際植民地主義撤廃の10年」

2000年は国連植民地独立付与宣言採択40周年にあたりました。2000年はまた、第1次「国際植民地主義撤廃の10年」の最後の年でもありました。世界の政治環境は劇的に変化しましたが、国連の完全な非植民地化の目標は未だ達成されていません。

この目標を達成するために、国連総会は2001 - 2010年を第2次「国連植民地主義撤廃の10年」と宣言しました。2000年12月8日に採択されたその決議の中で、総会はその努力を倍加して完全な非植民地化を達成するよう加盟国に要請しました。また、施政国に対しては、独立付与宣言の履行について国連に全面的に協力するとともに、残りの非自治地域の個々のケースに応じて建設的な作業計画を発展させるよう要請しました。

より詳しくは下記へお問い合わせください。

- ◆ 国連および植民地化に関して国連のウェブサイトをご覧ください。

www.un.org/Depts/dpi/decolonization

- ◆ このサイトは非植民地化の歴史を取り上げており、また特別委員会の最近の文書、それぞれの非自治地域に関する最新の作業文書、記事資料などを載せています。また、国連の専門機関や関連機関のウェブサイトへもリンクできるようになっています。
- ◆ 関連資料は、皆様の地域の「国連広報センター」や地域の大学、国連寄託図書館などでも閲覧できます。一番近い国連広報センターの場所を知るには、国連のウェブサイトをご覧ください。

www.un.org/aroundworld/unics

(日本の場合は、www.unic.or.jp/をご覧ください。)

- ◆ 特別委員会や総会の第4委員会に参加をご希望の方は、特別委員会の委員長に文書で申し込んでください。住所は以下の通りです。

Chairman, Special Committee on Decolonization
Department of General Assembly Affairs and Conference Services
United Nations
New York, NY 10017, USA
Fax: 1(212) 963-5305

- ◆ 以下の場所からも情報入手が可能です。

Decolonization Unit
Department of Political Affairs
United Nations
New York, NY 10017, USA
Fax: 1(212) 963-7752

Palestine and Decolonization Section
Department of Public Information
United Nations
New York, NY 10017, USA
Fax: 1(212) 963-2218

Published by the United Nations Department of Public Information
DPI/2237 - December 2001 - 20M

発行日：2002年6月

発行：国際連合広報センター

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 UNハウス(旧国連大学ビル)8階

電話：(03) 5467-4451 ファクス：(03) 5467-4455

ウェブサイト：<http://www.unic.or.jp/>